

平成十年二月四日提出  
質問第七号

米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場（ウインズ）」に関する質問主意書

提出者 岩國哲人

米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場（ウインズ）」に関する質問主意書

鳥取県米子市崎津工業団地において、現在米子市が場外馬券売り場（ウインズ）を誘致しようとしており、地元では大きな議論となっている。この問題について以下質問する。

一 J R A（日本中央競馬会）の事業範囲について

J R Aでは、米子市進出にあたり、地元対策として、市の要望により野球場、サッカー場などを整備して貸し出すことを検討しているようだが、不要な土地を購入してウインズの本来の運営に関係のない目的のために使用することは、日本中央競馬会法第一条に違反するのではないか。

二 新たな特殊法人の設立について

1 J R Aでは、米子市に進出する場合、新しく別会社を設立して対応することを検討しているが、その理由（何故、別会社にしなければならないのか）は何か。また、J R Aが別会社を設立出来る法的根拠はあるのか。あるとすれば説明されたい。

2 行政改革の一環として、特殊法人の見直しが進められようとしている中で、新たな関連法人の設立が許可されるのか。

### 三 用途地域の変更手続きについて

米子市は崎津工業団地（工業専用地域）に場外馬券売り場を誘致するにあたって、都市計画法に基づく用途変更手続きを行おうとしている。すなわち、三八・九haを準工業地域に変更しようとしているが、一八haが米子市の希望どおり場外馬券売り場に売却できたとしても、残り二〇・九haの利用計画は未定とのことである。全体の利用計画が曖昧なままで用途地域を確定してしまうと、土地利用の選択肢を狭めることとなり、崎津工業団地の土地問題の解決をより困難にする恐れがある。用途変更を認可する場合の利用計画は、どの程度の具体性が必要なのか。右質問する。